



# 島根県報

平成30年12月21日（金）

号外 第 153 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【条 例】

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	（市 町 村 課）	3
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（青少年家庭課）	4
島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例	（畜 産 課）	5
島根県手数料条例の一部を改正する条例	（建 築 住 宅 課）	6

**公布された条例等のあらまし****◇住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第41号）**

## 1 条例の概要

引用する条項の整理

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第42号）**

## 1 条例の概要

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事務のうち、次の事務を津和野町に権限移譲することとした。（第2条の表第56号関係）

- (1) 母子・父子・寡婦福祉資金（母子・父子福祉団体に対するものを除く。(2)から(6)までにおいて同じ。）の貸付け及び継続貸付けに係る申請の受理
- (2) 母子・父子・寡婦福祉資金の償還の免除に係る申請の受理
- (3) 母子・父子・寡婦福祉資金の繰上償還に係る申出の受理
- (4) 母子・父子・寡婦福祉資金の据置期間の延長に係る申請の受理
- (5) 母子・父子・寡婦福祉資金についての違約金の徴収の特例に係る申請の受理
- (6) 母子・父子・寡婦福祉資金の償還金の支払猶予に係る申請の受理
- (7) その他母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

## 2 施行期日

平成31年4月1日から施行することとした。

**◇島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例（条例第43号）**

## 1 条例の概要

家畜の注射又は診療の手数料に係る規定の整備（別表第5関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**◇島根県手数料条例の一部を改正する条例（条例第44号）**

## 1 条例の概要

住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとしている賃貸住宅の登録に係る手数料の廃止

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 12 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 41 号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の12の項中「第 8 条第 1 項又は第 2 項」を「第17条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 12 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県条例第 42 号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第56号右欄中「邑南町」の次に「、津和野町」を加える。

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

---

島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 12 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 43 号

島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

島根県家畜保健衛生所条例（昭和44年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 の 4 の項中「農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等（昭和30年農林省告示第778号）に基づく」を「農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号。以下この項において「省令」という。）第117条第 1 項の規定により診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める」に、「この号」を「この項」に改め、「算出した」の次に「点数を省令第117条第 1 項の規定により農林水産大臣が定める 1 点の価額に乗じて得た」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 12 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県条例第 44 号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表64の 6 の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。